

# 宮崎発着の海上定期航路・貨物鉄道を利用した 貨物輸送に補助を行います！（広域物流網利用促進事業）

## 募集期間について

令和7年4月1日（火）～令和7年6月5日（木） ※申請の状況によっては追加募集を行います。

## 補助対象・補助額について

### 1 対象となる事業者

※県内に営業所を置く運送事業者（県内から県外に向けて行う貨物輸送に限る。）は別事業の対象となります。

→（モーダルシフト促進強化事業）

|   | 輸送機関                                                | 備 考                                                                                                            |
|---|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 宮崎県内の港湾（細島港、宮崎港、油津港）を発着する海上定期航路                     | カーフェリー（上り荷に限る）、RORO船（八興運輸株式会社のHAKKOひなたについては上り荷に限る）、国際コンテナ定期航路、内航フィーダー航路のいずれも対象となります（ただし、不定期船（在来船）による輸送は対象外です）。 |
| ② | 宮崎県内の貨物駅（延岡駅、佐土原オフレールステーション、都城オフレールステーション）を発着する貨物鉄道 | オフレールステーションも対象となります。                                                                                           |

※ 上記①又は②の輸送機関を利用した輸送であれば、貨物の出発地及び目的地は問いません。

（例えば、県外で発生した貨物を県内の港湾を経由して県外に輸送する場合も対象となります。）

### 2 対象となる貨物輸送

- ・ 「新規貨物」又は「増加貨物」が補助対象となります。

#### ◎新規貨物

… 次のいずれかに該当する貨物をいいます。

- ① トラックでの輸送、県外の港や貨物駅を利用した輸送、不定期船による輸送など、これまで対象となる輸送機関以外の方法で輸送していた貨物
- ② 企業の新規立地・工場の増設などで新たに発生した貨物

（注）過去に対象となる輸送機関を利用して輸送していた貨物であっても、補助開始日の属する年度の前々年度より前の輸送であった場合は、「新規貨物」とします。

### ◎増加貨物

- … 補助開始日の属する年度の前年度及び前々年度中に対象となる輸送機関を利用して輸送していた場合に、それらの平均輸送量を上回って輸送した分の貨物をいいます。

補助対象期間中の輸送量と平均輸送量を比較して、増加分を算定します。

$$\text{※平均輸送量} = (\text{前年度の輸送量} + \text{前々年度の輸送量}) \div 2$$

### 3 対象期間

- ・ 輸送開始日の属する年度の4月から3月までの12か月間の輸送が対象となります。

### 4 補助額

- ・ 対象期間中に輸送した貨物の量に応じた額となります。
- 新規貨物の場合
    - ・ 本年度中に輸送した貨物量について下記「補助単価表」で換算して得られた額
  - 増加貨物の場合
    - ・ 本年度中の増加貨物量について下記「補助単価表」で換算して得られた額

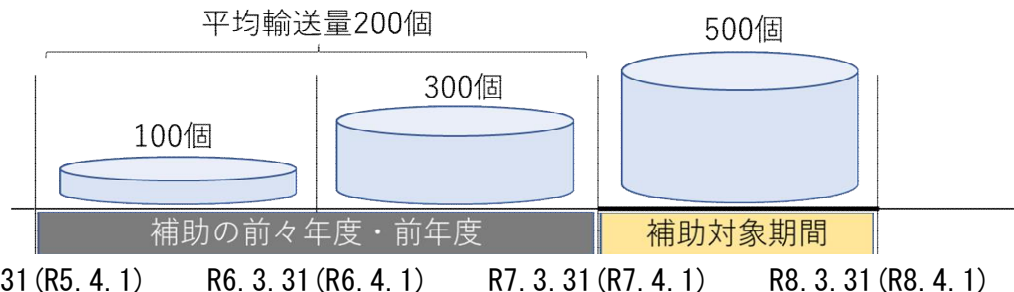
#### 【補助単価表】

| 輸送手段 | 種 類             | 規 格    | 単 価           |
|------|-----------------|--------|---------------|
| 海上輸送 | トラック<br>(単 車)   | 全長8m以上 | 1台あたり 8,000円  |
|      | トレーラー<br>(シャーシ) | 全長8m以上 | 1台あたり 10,000円 |
|      | コンテナ            | 40フィート | 1個あたり 10,000円 |
|      |                 | 20フィート | 1個あたり 5,000円  |
| 鉄道輸送 | コンテナ            | 20フィート | 1個あたり 5,000円  |
|      |                 | 12フィート | 1個あたり 3,000円  |

※ 全体の申請額が予算額を上回った場合には、満額交付とされない場合があります。

## 【補助イメージ】※増加貨物の場合

- ・ 補助開始日（令和7年4月1日）から12か月間（令和8年3月31日まで）の間に、県内海上定期航路を利用して、県外の外貨貨物を40フィートコンテナで計500個輸送予定。
- ・ 令和5年度に、この航路で40フィートコンテナを計100個輸送。
- ・ 令和6年度に、この航路で40フィートコンテナを計300個輸送。



### （計算方法）

- ① 補助対象期間（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の輸送量を補助額に換算。  
 $500 \text{ 個} \times 10,000 \text{ 円 (補助単価)} = 5,000,000 \text{ 円}$
- ② 補助の前年度及び前々年度から平均輸送量を算出し、補助額に換算。  
 補助前々年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)の輸送量…100個  $\Rightarrow 100 \text{ 個} \times 10,000 \text{ 円} = 1,000,000 \text{ 円}$   
 補助前年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)の輸送量… 300個  $\Rightarrow 300 \text{ 個} \times 10,000 \text{ 円} = 3,000,000 \text{ 円}$   
 平均輸送量換算の補助金額 = (前年度輸送量換算額 + 前々年度輸送量換算額)  $\div 2$   
 $= (1,000,000 \text{ 円} + 3,000,000 \text{ 円}) \div 2$   
 $= 2,000,000 \text{ 円}$
- ③ ①の額から②の額を引き、1,000円未満の端数を切り捨てる。  
 $5,000,000 \text{ 円} - 2,000,000 \text{ 円} = 3,000,000 \text{ 円}$
- ③ (1,000円未満の端数を切り捨てた額) 3,000,000円が割増前の補助額（基本額）になる。

## 割増について

### ○大口割増について

- ・ 補助単価表で積算して得られた基本額の総額が、  
250万円以上の場合、基本額の1.2倍に割増されます。

例) 上記計算方法（基本額：3,000,000円）の場合、  
 大口割増に該当するため、 $3,000,000 \text{ 円} \times 0.2 = 600,000 \text{ 円}$   
 (1,000円未満の端数を切り捨てた額) 600,000円が加算額になる。

### ○下り荷割増について

- ・ 宮崎県着の貨物の場合、輸送量に関わらず、基本額の1.2倍に割増されます。

例) 上記計算方法（基本額：3,000,000円）が下り荷の場合、  
 $3,000,000 \text{ 円} \times 0.2 = 600,000 \text{ 円}$   
 (1,000円未満の端数を切り捨てた額) 600,000円が加算額になる。

#### ○立地企業割増について

- ・荷主が、県の立地企業※に認定されている場合、基本額の 1. 2 倍に割増されます。

※立地企業は認定日（複数回認定されている場合は直近の認定日）の属する年度から 10 年以内

例) 上記計算方法（基本額：3,000,000 円）が県の立地企業に認定されている荷主の貨物の場合、

$$3,000,000 \text{ 円} \times 0.2 = 600,000 \text{ 円}$$

(1,000 円未満の端数を切り捨てた額) 600,000 円が加算額になる。

#### ○ホワイト物流割増について

- ・申請者が「ホワイト物流」推進運動自主行動宣言書を「ホワイト物流」推進運動事務局に提出し、当宣言書に基づく取組を実施している場合、基本額の 1. 2 倍に割増されます。

例) 上記計算方法（基本額：3,000,000 円）が「ホワイト物流」推進運動の取組を実施している申請者の貨物の場合、

$$3,000,000 \text{ 円} \times 0.2 = 600,000 \text{ 円}$$

(1,000 円未満の端数を切り捨てた額) 600,000 円が加算額になる。

#### ○パートナーシップ構築宣言割増について

- ・パートナーシップ構築宣言を「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」に登録し、当宣言に基づく取組を実施している場合、基本額の 1. 2 倍に割増されます。

例) 上記計算方法（基本額：3,000,000 円）がパートナーシップ構築宣言に基づく取組を実施している申請者の貨物の場合、

$$3,000,000 \text{ 円} \times 0.2 = 600,000 \text{ 円}$$

(1,000 円未満の端数を切り捨てた額) 600,000 円が加算額になる。

#### ※ それぞれの割増制度は併用できません。

例) 大口割増、下り荷割増、立地企業割増、ホワイト物流割増、パートナーシップ構築宣言割増にそれぞれ該当する場合

#### 【最終補助額】

$$\begin{array}{ccccccccc} 3,000,000 \text{ 円} & + & 600,000 \text{ 円} & + & 600,000 \text{ 円} & + & 600,000 \text{ 円} & + & 600,000 \text{ 円} & + & 600,000 \text{ 円} \\ \text{(基本額)} & & \text{(大口割増)} & & \text{(下り荷割増)} & & \text{(立地企業割増)} & & \text{(ホワイト物流割増)} & & \text{(パートナーシップ構築宣言割増)} \end{array}$$

$$= \underline{6,000,000 \text{ 円}} \text{ となる。}$$

## 手続について

### ○申請の対象者

- ・ 申請は、港または駅まで貨物を輸送する「運送事業者」又は運送事業者に輸送を委託する「荷主」のいずれか単独で行っていただきます。

#### ※注意事項

- ・ 「荷主」と「運送事業者」が、同一貨物について重複して申請することはできません。
- ・ 運送事業者・荷主のいずれも宮崎県内の事業者である必要はありません。  
※宮崎県内に営業所を置く運送事業者は「モーダルシフト促進強化事業」の対象です。
- ・ 補助を受けた運送事業者及び荷主は、補助対象期間終了後も宮崎県内の港湾及び貨物駅を利用した輸送を行うよう努める必要があります。

### ○補助事業の流れ

- ①「補助事業計画申請書」（様式第1号）を県に提出（県が定める募集期間内に申請）

#### 【添付資料】

##### ◆事業（輸送）計画書（様式第2号）

- ・ 事業の概要、輸送区間、輸送期間、輸送の内容等を記載

##### ◆事業（輸送）計画書（別紙）（様式第3号）

- ・ 輸送台数、利用する輸送機関等を記載
- ・ 「荷主」が申請する場合は、船社等については運送事業者から聴取して記載

##### ◆誓約書（様式第4号）

#### ＜県内に事業所がある場合のみ＞

##### ◆県税に未納がないことの証明書

##### ◆特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第12号）

※ 申請方法は、持参又は郵送でお願いします。

- ②県で内容審査を行い、「事業計画の認定通知」を交付

※ この時点で補助金額は提示しません。

- ③輸送を実施（12 か月間）

※ 事業計画の内容と実際の輸送に変更が生じた場合（輸送量が当初見込みより大幅に増減した、輸送する機関や区間が変わった、代表者が変更になったなど）は、事業計画の変更手続きが必要です。

**内容に変更が生じた場合は、必ず事前に県総合交通課に御相談ください。**

※ 年度途中で状況報告書の提出をお願いすることがあります。

④事業完了後、「交付申請書兼実績報告書」（様式第 5 号）を県に提出

**【添付資料】**

◆事業(輸送)実績報告書（様式第 6 号）

◆事業(輸送)実績報告書(別紙)（様式第 7 号）

・「荷主」が申請する場合は、船社等については運送事業者から聴取して記載

◆収支精算書（様式第 8 号）

◆補助対象貨物輸送実績に関する証明書（様式第 9 号）

・利用した輸送機関（船社（代理店も可）、ＪＲ貨物など）に証明を依頼

・証明に時間を要する場合がありますので、早めの手配をお願いします。

◆「運送事業者」が申請する場合、荷主からの輸送依頼が証明できるもの（納品書の写し等）

※ 提出の締切は、事業終了後 30 日又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日(必着)です。

※ 証明者の割印が押印された様式第 9 号及び第 7 号は、原本を郵送又は持参にて提出してください。

⑤県で内容審査後、「交付決定兼額の確定通知」を交付

※ 補助金は予算の範囲内で交付されるため、満額交付されない場合があります。

⑥「交付決定兼額の確定通知」に記載された金額に基づき、県に請求書を送付

※ 補助金は銀行振込のみです。

※ 補助金を複数の口座に分割して振り込むことはできません。

⑦請求書に記載された口座に補助金を振込

**申請・お問い合わせ先**

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東 2-10-1 宮崎県総合政策部 総合交通課 広域交通・物流担当  
電話：0985-26-7038 FAX：0985-24-1383 E-mail：sogokotsu@pref.miyazaki.lg.jp